

医療機関(禁煙外来)コースのご紹介

1. 禁煙外来とは

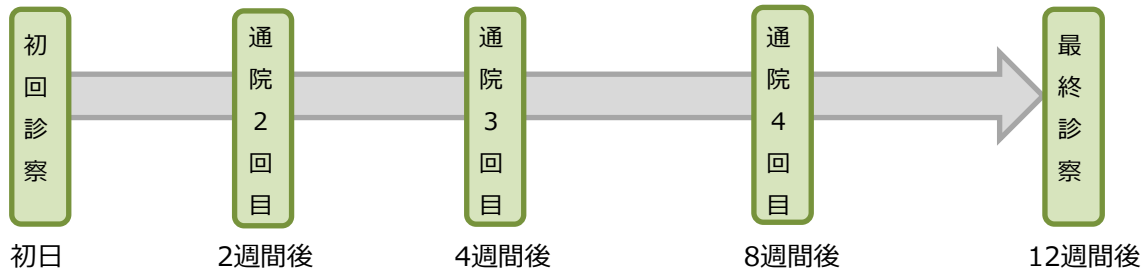
喫煙習慣は「ニコチン依存症」という病気と考えられているため、一定の条件(※)を満たす場合、健康保険を使用して医療機関で禁煙治療を受けることができます。医療機関で禁煙治療を受けると成功率が高まるという報告もありますので、この機会に禁煙外来を利用してみませんか？

(※) 一定の条件については下記4.保険診療の条件をご覧ください。

2. 治療期間

貼り薬又は飲み薬を服用して**12週間(約3カ月)で5回の治療**を行います。

★スケジュール



3. 治療にかかる費用

健康保険を使用して治療を行う場合・・**12週間 計5回で13,000円～19,000円程度**

4. 保険診療の条件

- ①ただちに禁煙しようと考えていること
- ②ニコチン依存症のスクリーニングテストでニコチン依存症(5点以上)と診断されること
- ③ブリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上
- ④禁煙治療を受けることに文書で合意すること(受診時に直筆でサインが必要)

★ニコチン依存症のスクリーニングテスト

	項目	はい(1点)	いいえ(0点)
問1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまいましたか		
問2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありますか		
問3	禁煙や本数を減らそうとしたときに、タバコが欲しくてたまらなくなることがありましたか		
問4	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがありましたか ・イライラ ・神経質 ・落ち着かない ・集中しにくい ・ゆううつ ・頭痛 ・眠気 ・胃のむかつき ・脈が遅い ・手のふるえ ・食欲または体重増加		
問5	問4でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか		
問6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか		
問7	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか		
問8	タバコのために自分に精神問題(注)が起きているとわかっているのに吸うことがありましたか		
問9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか		
問10	タバコが吸えないような仕事や付き合いを避けることが何度かありましたか		

(注) 禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、禁煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。